

福知山市告示第162号

福知山市自転車等の放置防止に関する条例（平成7年福知山市条例第33号）第11条第2項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したため、同条例第12条第1項の規定により告示する。

令和7年7月30日

福知山市長 大橋 一夫

1 撤去した自転車

15台（別紙一覧表のとおり）

2 撤去理由

自転車等に警告札を取り付けてもなお放置されたままであり、市民交流プラザふくちやまの自転車等駐輪スペースの管理上、支障となったため。

3 撤去年月日

令和7年8月1日

4 撤去した区域

市民交流プラザふくちやま及び同別館の自転車等駐輪スペース内

5 保管場所

福知山市市営家畜市場（福知山市字牧285-14）

6 保管期間

令和7年8月1日から令和7年10月31日まで

7 返還を受けるための手続

自転車等の返還を受けようとする者は、福知山市立中央公民館（電話番号 0773-22-9551）に連絡の上、身分を証するもの、印鑑並びに福知山市自転車等の放置防止に関する条例第13条第2項及び福知山市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成7年福知山市規則第28号）第8条に規定する費用を持参し、自転車等返還申請書兼受領書を提出して行うこと。

8 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお返還することができない自転車等は、廃棄等の処分を行う。